

(審議事項)

第1387回経営委員会議案

2021年10月26日

日本放送協会放送受信規約の一部変更について

日本放送協会放送受信規約について、別紙変更素案の通り、その内容の一部を変更することとしたい。

別紙 「日本放送協会放送受信規約 変更素案」

参考

(説明資料) 放送受信規約の一部変更について

～受信契約時等の届出事項の変更～

【参考】

放送法 関係条文

(経営委員会の権限等)

第29条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

イ～ヌ (略)

ル 第64条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準

ヲ～オ (略)

二 (略)

2 (略)

3 経営委員会は、第1項に規定する権限の適正な行使に資するため、総務省令で定めるところにより、広く一般の意見を求めるものとする。

(受信契約及び受信料)

第64条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前三項の規定を適用する。

放送法施行規則 関係条文

(意見の求め)

第18条 (略)

2 経営委員会は、次に掲げる事項を議決しようとする場合には、当該事項の案及びこれに関連する資料（第1号に掲げる事項にあつては当該事項の案並びに受信料及び収支の見通しの算定根拠その他のこれに関連する資料、第3号に掲げる事項にあつては当該事項の案及びインターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他のこれに関連する資料）をあらかじめ公表し、意見（情報を含む。以下この条において同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下 この条において「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

一 (略)

二 法第64条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準（受信契約の条項を法第70条第4項の規定により定められた受信料の月額に一致させる変更の議決をしようとする場合及び法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）

三 (略)

四 (略)

3 前項の規定により定める意見提出期間は、同項の公表の日から起算して30日以上でなければならない。

4 経営委員会は、意見提出期間内に提出された第2項各号に掲げる事項の案についての意見（以下 この条において「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

5 経営委員会は、第2項の規定により意見を求めて議決した場合には、当該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 議決した事項の題名

二 議決した日

三 提出意見（提出意見がなかつた場合にあつては、その旨）

四 提出意見を考慮した結果（意見を求めた事項の案と議決した事項との差異を含む。）及びその理由

6 前項の規定によることが適当でないと認められる場合には、同項の規定にかかわらず、経営委員会は、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を経営委員会事務局における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

7・8 (略)

9 第2項、第5項及び前項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(契約条項に定める事項)

第23条 法第64条第3項の契約の条項には、少なくとも次に掲げる事項を定めるものとする。

一 受信契約の締結方法

二 受信契約の単位

三 受信料の徴収方法

四 受信契約者の表示に関すること。

五 受信契約の解約及び受信契約者の名義又は住所変更の手續

六 受信料の免除に関すること。

七 受信契約の締結を怠った場合及び受信料の支払を延滞した場合における受信料の追徴方法

八 協会の免責事項及び責任事項

九 契約条項の周知方法

(契約条項の認可申請)

第24条 法第64条第3項の規定により認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 設定又は変更しようとする契約条項

二 設定又は変更しようとする理由

三 契約条項の設定又は変更によつて事業収支に影響を及ぼすときは、その計算又は説明

四 実施しようとする期日

(参考)

【説明資料】

2021年10月26日

放送受信規約の一部変更について ～受信契約時等の届出事項の変更～

NHKは、電子メールや電話を利用して、受信料の口座振替のご連絡や家族割引など割引制度のご案内を行うこと等により、受信契約者のみなさまの利便性の向上につなげていきたいと考えています。

ついては、現在、受信契約時等にいただいている電話番号および電子メールアドレスについて、放送受信規約上の届出事項として規定することを検討しています。

あわせて、一部の事項の届け出を不要とすることも検討しています。

電話番号・電子メールアドレスのお届けについて

- 新たに受信契約をする場合は、受信契約書の提出の際に、あわせてお届けいただくことを検討しています。
- 受信契約がすでにある場合は、今後住所変更のお手続き等の際に、あわせてお届けいただくことを検討しています。(すでにお届けいただいている場合はあらためてのお手続きの必要はありません。)
- 電話番号や電子メールアドレスを変更された場合は、変更後の電話番号や電子メールアドレスをお届けいただくことを検討しています。
- ※ 電話番号や電子メールアドレスをご利用でない場合は、お届けいただく必要はありません。
- ※ 個人情報の取得にあたっては利用目的を明示し、その範囲内で適切に利用するとともに、個人情報の適切な管理を徹底します。

【放送受信契約に関する個人情報の利用目的】

https://www.nhk.or.jp/privacy/houdou_igai/mokuteki.html

- 世帯(住居)の受信契約について、受信契約時と解約時の「受信機の数」の届け出を不要とすることを検討しています。(事業所等住居以外の受信契約は変更ありません。)

放送受信規約の変更素案の内容

<電話番号および電子メールアドレスを届出事項として新たに規定>

- 放送受信契約書の提出に際して、受信機の設置者が利用している電話番号および電子メールアドレスを届け出ることを規定(変更案第3条第5項)
- 届け出た電話番号または電子メールアドレスを変更した場合は、その旨を届け出ることを規定(変更案第8条第3項)
- 既に放送受信契約を締結している者については、住所変更、契約種別の変更その他の各種手続き時に電話番号および電子メールアドレスを届け出ることを規定(変更案付則第2項)

<「受信機の数」を届出事項から削除(世帯の放送受信契約の場合)>

- 放送受信契約書提出時の届出事項から「受信機の数」を削除(現行第3条第1項第4号を削除、事業所等住居以外の放送受信契約の届け出について変更案第3条第1項第5号に規定)
- 放送受信契約の解約時の届出事項から「受信機の数」を削除(現行第9条第1項第2号を削除、事業所等住居以外の放送受信契約の届け出について変更案第9条第1項第3号に規定)

個人情報利用目的の明示の徹底

- 現在でも、お客様に対して受信契約をお願いする際には、契約書そのものおよびそのときにお渡しする受信規約において個人情報の利用目的を明示しています
- 今後、電話番号および電子メールアドレスをお届けいただくにあたって、利用目的を明示することを徹底していきます

放送受信契約書(書面)での個人情報利用目的の明示

The image shows a portion of the NHK reception contract form. The 'Personal Information' section includes fields for name, address, and phone number. Below these fields, there are checkboxes for consent to data collection and use. The text indicates that the collected information will be used for contract management, service provision, and promotional activities.

受信規約における規定(契約締結時等に手交)

(放送受信者等の個人情報の取り扱い)
第13条の2 (略)
2 前項の個人情報の取り扱いについては、放送受信契約の締結と放送受信料の収納のほか、免除基準の適用、放送の受信に関する相談業務、NHK共同受信施設の維持運営、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査への協力依頼をその利用の目的とする。

※記載していただいた個人情報は、放送受信料の契約・収納(家族割引の適用確認を含みます)のほか、免除基準の適用、受信に関する相談業務、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査へのご協力をお願いのために利用します。

日本放送協会放送受信規約 変更素案

(____部分は、変更部分)

変更案	現行
<p>(放送受信契約書の提出) 第3条 受信機を設置した者は、遅滞なく、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。 (1) 受信機の設置者の氏名および住所 (2) 受信機の設置の日 (3) <u>受信することのできる放送の種類および放送受信契約の種別</u> (削除) (4) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所 (5) <u>受信機を事業所等住居以外の場所に設置した場合はその設置場所および受信機の数</u> 2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置またはこれを廃止すること等により、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。 3 第1項または第2項の放送受信契約書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。この場合においても、第1項または第2項に規定する事項を届け出るものとする。 4 前項による放送受信契約書の提出があった場合、NHKは、書面の送付等により提出内容を確認するための通知を行なうものとする。 5 <u>受信機を設置した者は、第1項から第3項までの放送受信契約書の提出に際して、利用している電話番号および電子メールアドレスを所定の方法により届け出るものとする。</u></p>	<p>(放送受信契約書の提出) 第3条 受信機を設置した者は、遅滞なく、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。 (1) 受信機の設置者の氏名および住所 (2) 受信機の設置の日 (3) 放送受信契約の種別 (4) <u>受信することのできる放送の種類および受信機の数</u> (5) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所 (新設) 2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置またはこれを廃止すること等により、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。 3 第1項または第2項の放送受信契約書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。この場合においても、第1項または第2項に規定する事項を届け出るものとする。 4 前項による放送受信契約書の提出があった場合、NHKは、書面の送付等により提出内容を確認するための通知を行なうものとする。 (新設)</p>
<p>(氏名、住所等の変更) 第8条 放送受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したときも、同様とする。</p>	<p>(氏名、住所等の変更) 第8条 放送受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したときも、同様とする。</p>

変更案	現行
<p>2 前項の届け出が行なわれない場合において、NHKが公共機関への調査等により放送受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、NHKは、当該放送受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、NHKは、当該放送受信契約者にその旨を通知するものとする。</p> <p>3 <u>放送受信契約者が放送局に届け出た電話番号または電子メールアドレスを変更したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出るものとする。</u></p>	<p>2 前項の届け出が行なわれない場合において、NHKが公共機関への調査等により放送受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、NHKは、当該放送受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、NHKは、当該放送受信契約者にその旨を通知するものとする。</p> <p>(新設)</p>
<p>(放送受信契約の解約)</p> <p>第9条 放送受信契約者が受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。</p> <p>(1) 放送受信契約者の氏名および住所 (削除)</p> <p>(2) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所</p> <p>(3) <u>受信機を事業所等住居以外の場所に設置していた場合は放送受信契約を要しないこととなるその設置場所および受信機の数</u></p> <p>(4) 放送受信契約を要しないこととなった事由</p> <p>2 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。ただし、放送受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかつたものと認めるときは、当該非常災害の発生の日に関し解約されたものとするところがある。</p> <p>3 NHKは、第1項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、届け出時に遡り、放送受信契約は解約されないものとするところがある。</p>	<p>(放送受信契約の解約)</p> <p>第9条 放送受信契約者が受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。</p> <p>(1) 放送受信契約者の氏名および住所</p> <p>(2) <u>放送受信契約を要しないこととなる受信機の数</u></p> <p>(3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 放送受信契約を要しないこととなった事由</p> <p>2 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。ただし、放送受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかつたものと認めるときは、当該非常災害の発生の日に関し解約されたものとするところがある。</p> <p>3 NHKは、第1項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、届け出時に遡り、放送受信契約は解約されないものとするところがある。</p>

変更案	現行
付則	付則
<p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和<u>4</u>年<u>4</u>月1日から施行する。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和<u>3</u>年<u>10</u>月1日から施行する。</p>
<p>(電話番号および電子メールアドレスの届け出に関する経過規定)</p> <p>2 <u>令和4年4月1日より前に放送受信契約書を提出した者については、同日以降、住所変更、放送受信契約の種別の変更その他のこの規約に定める各種の手続きを行なうときに、第3条第5項に定める電話番号および電子メールアドレスを放送局に届け出るものとする。ただし、すでに届け出ている場合はこの限りではない。</u></p>	<p>(新設)</p>

※以下、項番繰り下げは省略

以上